

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

平成 22 年 4 月 1 日から施行された改正土壤汚染対策法の施行状況を鑑み、土壤汚染による人の健康被害の防止という法目的を確保しつつ、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壤への対応を中心とした法の運用上の課題への対応及び施行の円滑化の観点から省令改正を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の設定及び台帳への記載 【規則第 58 条第 4 項】

形質変更時要届出区域を、その区域の特性に応じ、「自然由来特例区域」、「埋立地特例地域」、「埋立地管理区域」とし、その旨を都道府県知事・政令市長が台帳に記載する【別添 図 1 参照】

(2) 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準のうち帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の緩和 【規則第 53 条第 2 号】

形質変更時要届出区域のうち、次に掲げる土地について規則第 53 条第 2 号に定める施行方法の基準をそれぞれ以下のとおりとする。

自然由来特例区域及び埋立地特例区域

土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととする。

埋立地管理区域

土地の形質の変更に当たり、新たに定める告示の施行方法の基準に従えば、基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととする。

＜埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準の案（環境省告示案）の概要＞

埋立地管理区域における規則 53 条第 2 号に係る施行の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土地の形質の変更の方法は、次のいずれかによること。

イ 地下水位を管理して施工する方法【別添 図-2.1 参照】

- 1) 形質変更を行う範囲の内側又は周縁の 1 以上の地点において、地下水を揚水し汚染の拡散を防止すること。
- 2) 形質変更の範囲の周縁に観測井を設け、工事期間中定期的に地下水位を観測し、土地の形質の変更の範囲の内側の地下水位が土地の形質の変更の範囲の外側の地下水位を超えないようにすること。
- 3) 形質変更の範囲の内側の地下水位が土地の形質の変更の範囲の外側の地下水位を超えた場合には、地下水の汚染の拡散を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 地下水質を監視して施工する方法【別添 図-2.2 参照】

- 1) 形質変更を行う範囲の周縁に観測井を設け、工事期間中 1 か月に 1 回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、変更を行う前に比べ地下水の汚染の状態を悪化させないこと。
- 2) 地下水の汚染の状態の悪化が認められる場合には、地下水の汚染の拡散を防止するために必要な措置を講ずること。

二 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、特定有害物質が深い位置にある帯水層に流出しないよう必要な措置を講ずること。【別添 図-2.3 参照】

(3) 自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが認められる土地における調査方法の特例について 【新規追加】

調査実施者は、調査対象地が自然的条件からみて第二種特定有害物質(シアン化合物を除く)によって汚染されているおそれがあると認められるときは、以下の方法により、試料採取等を行うことができることとする。

調査対象地における原則として最も離れた2つの30 m格子の中心について試料採取等の対象とする。(ただし、2つの試料採取地点の間隔が900 m格子内に収まる距離を限度とする。)

により試料採取等の対象となったそれぞれの単位区画の中心において、表層の土壤及び深さ5 cmから50 cmまでの土壤、深さ1 mから10 mまでの1 mごとの土壤並びに帯水層の底面の土壤(地表から深さ10 m以内に帯水層の底面がある場合に限る。)を採取し、試料採取等対象物質の量の測定を行う(ただし、基準不適合土壤が存在するおそれがある概ね均一な粒子からなる層の土壤(地表から深さ10 m以内に当該層がある場合に限る。)が認められる場合は、当該土壤を採取し、試料採取等対象物質の量の測定を行う)。

により測定した結果が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないときは、調査対象地の区域を当該試料採取等対象物質について、それぞれの基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。(により測定した結果が2地点とも土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合は、調査対象地の区域について基準に適合するものとみなす。また、により測定した結果がいずれかの地点の土壤が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合は、当該いずれかの地点を含む当該30 m格子内のみを基準に適合するものとみなす。)

(4) 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査方法について【新規追加】(本項は4月16日までを期限として追加パブコメ中)

調査実施者は、調査対象地が公有水面埋立法による埋立事業により造成された土地であり、かつ、埋立て用材料により汚染されているおそれがあると認められるときは、以下の方法により、試料採取等を行わなければならない。

調査実施者は、調査対象地を土壤汚染が存在するおそれが少ない土地として分類する。(水平方向の調査密度：30 m×30 m)

試料採取等対象物質が第1種特定有害物質である場合は、30 m格子内にある一部対象区画のうちいずれか1の区画の中心において、表層の土壤及び深さ1 mから10 mまでの1 mごとの土壤を採取したものに含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う。

試料採取等対象物質が第2種特定有害物質又は第3種特定有害物質である場合は、30 m格子内にある一部対象区画のうちいずれか5区画の中心において表層の土壤、5 cmから50 cmまでの土壤及び深さ1 mから10 mまでの1 mごとの土壤を採取し、深さ毎に採取した土壤をそれぞれ同じ重量を混合し、混合された土壤に含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う。

(5) 土壤汚染状況調査の過程を省略した場合における自然由来特例区域又は埋立地特例区域の汚染状態の評価の特例について【規則第14条及び第15条】

土壤汚染状況調査において、試料採取等を行う区画の選定又は試料採取等を省略した調査対象地の区域は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされているところ、自然由来特例区域又は埋立地特例区域に指定された土地については、単なる土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(6) 認定調査の負担軽減策及び掘削後調査の方法の制定 【規則第 59 条】

認定調査の負担軽減

認定調査において掘削対象地の土壌について以下に示すとおりに試料採取密度を設定する。

また、掘削対象地においてシマジン、チオベンカルブ、チウラム又は有機りん化合物による基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる場合には、当該物質の試料採取等を行わなくてよいこととする。

試料採取頻度	対象となる土壌
試料採取の必要なし	浄化等済土壌又は認定調査で基準適合とされた土壌により埋め戻された土壌であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえる土壌
900 m ² ごとの調査 又は 900 m ³ ごとの調査	搬入時に 5,000 m ³ 以下ごと（汚染のおそれのない場合）又は 900 m ³ 以下ごと（前段に該当しない場合）の調査を行っている埋め戻し土壌又は区域指定に係らない物質の土壌であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえる土壌
100 m ² ごとの調査 又は 100 m ³ ごとの調査	その他の土壌（区域指定に係る物質の土壌又は区域指定後に汚染原因行為が認められる範囲にある土壌であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえない土壌）

さらに、盛土された土地などにおいて土壌汚染状況調査における試料採取等を省略した区画についても、土壌汚染のおそれの把握を行うことで認定調査を行うことを可能とする【別添図 3 参照】。

掘削後調査について、ア)特定有害物質の汚染分散の防止、イ)第一種特定有害物質の揮発の防止、を確保した調査方法を設定する。

(7) 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例の調査方法の改善 【規則第 10 条第 1 項】

法第 5 条第 1 項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合の調査の特例において、現行では汚染のおそれが生じた場所の位置が 10 m 以深にあるときは土壤の試料採取等が求められていないところ、調査対象地において地下水汚染が確認されれば、汚染のおそれが生じた場所の位置が 10 m 以深にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合であっても、当該地下水汚染が確認されている地点において、汚染のおそれが生じた場所の位置(汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては表層)から当該地下水汚染が確認された帯水層の底面までの 1 m ごとの土壤の試料採取等を行うことを規定することとする。

(8) 搬出届出書の記載事項の追加 【規則第 61 条及び第 62 条】

第二溶出量基準に適合しない要措置区域等において、搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが判明した場合、「汚染土壤の区域外搬出届出書」に土壤溶出量基準不適合と記載し、当該ボーリング調査等の結果を記載した計量証明書を添付することにより、当該土壤を単なる土壤溶出量基準に適合しない汚染土壤として扱えるようにする。

搬出届出書の記載事項の一つである汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先について、所有者に代えて、使用者の氏名又は名称及び連絡先を記載することとする。

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

今般、改正土壌汚染対策法の施行状況を鑑み、同法の円滑施行の観点から、汚染土壌処理業者について、必要な負担軽減などの所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

(1) **再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される場合の分別等処理施設における第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌との混合禁止の除外 【処理業省令第5条第8号】**

処理業省令第5条第8号においては、分別等処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないと一律に禁止しているところ、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される分別等処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌が混合されても結果的に問題が生じないことから、この場合における同号の適用除外規定を設けることとする。

(2) **大気有害物質の測定項目の負担軽減 【処理業省令第5条第16号】**

処理業省令第5条第16号口においては、浄化等処理施設又はセメント製造施設の排出口において大気有害物質の量の測定を一律に義務づけているところ、測定項目の負担軽減の観点から、大気有害物質のうちダイオキシン類の測定にあっては、これらの施設のうち処理に伴ってダイオキシン類を生じる可能性のある施設に限定する規定を設けることとする。

参照条文

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年十二月二十六日環境省令第二十九号）〔抄〕

（台帳）

第五十八条 法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）ごとに調製するものとする。

3～7 略

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条 法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。

二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。

三 土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

（試料採取等の省略）

第十四条 調査実施者は、（略）当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一～三 略

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一～五 略

（搬出しようとする土壤の調査）

第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 要措置区域等内の土地の土壤を掘削する前に当該掘削しようとする土壤を調査する方法（以下「掘削前調査の方法」という。）

二 要措置区域等内の土地の土壤を掘削した後に当該掘削した土壤を調査する方法（第三項並びに次条第一項第五号及び第二項第二号において「掘削後調査の方法」という。）

2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一～三 略

3 略

(汚染土壌の搬出の届出)

第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～六 略

土壌汚染対策法(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)[抄]

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。)を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～七 略

2～4 略

汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年十月二十二日環境省令第十号)[抄]

(汚染土壌の処理に関する基準)

第五条 法第二十二条第六項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七 略

八 分別等処理施設にあっては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと。

九～十五 略

十六 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次によること。

イ 略

ロ 排出口における前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上(一年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上)大気有害物質(前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。)の量を一年に一回以上、同号又の環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。

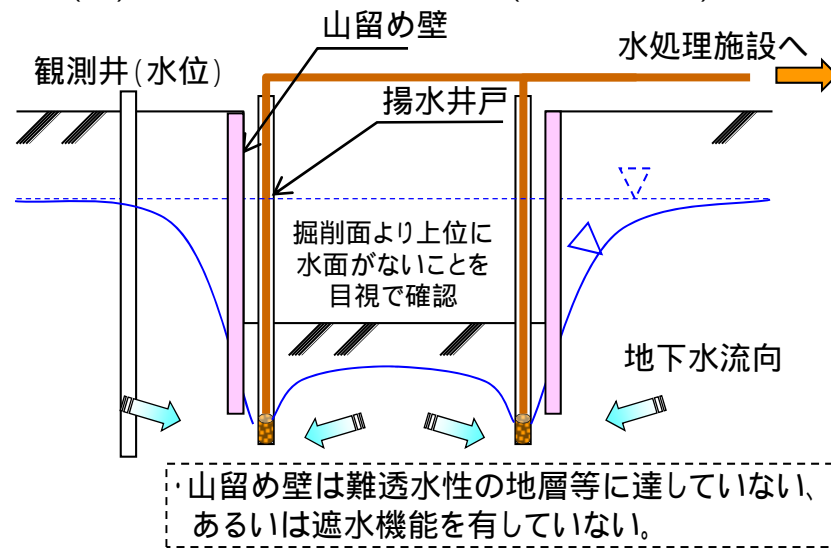
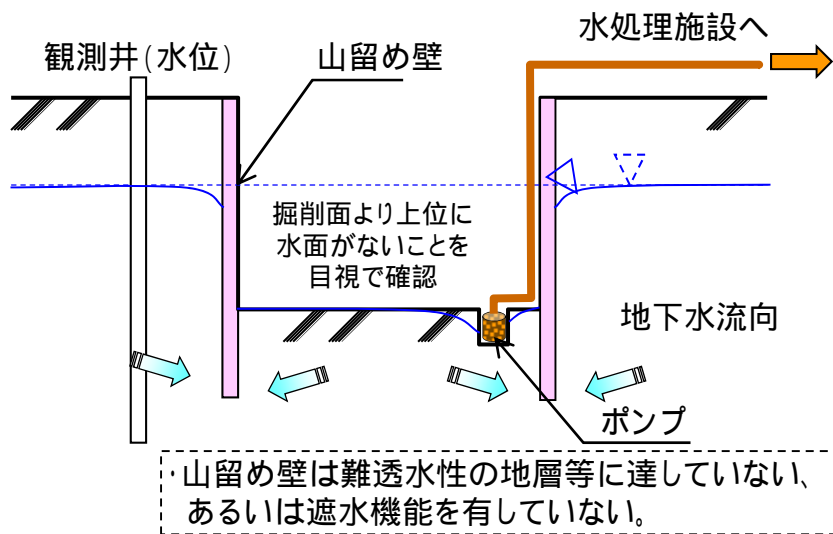
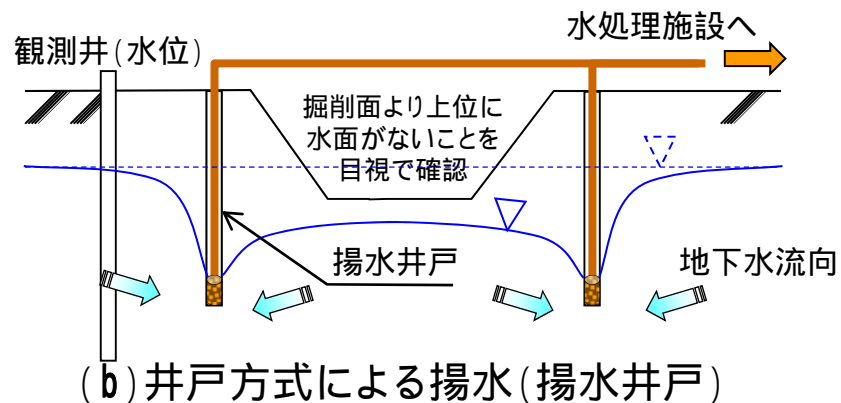
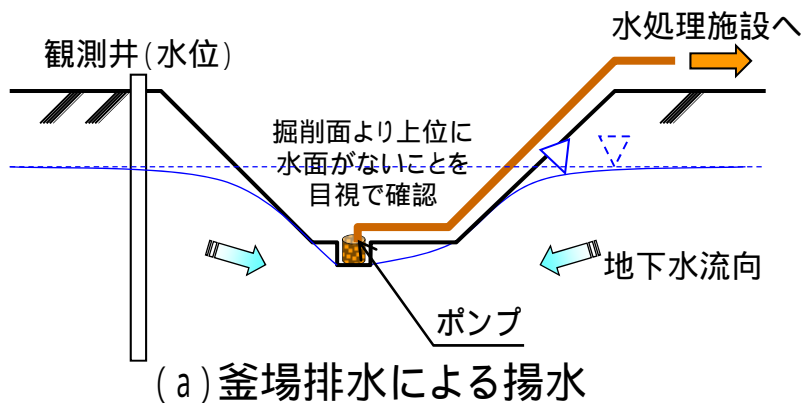
十七～二十三 略

図 - 1 形質変更時要届出区域における区域の分類

別添

区域の分類	定義	汚染状態に関する基準	健康被害が生じるおそれの基準	土壌汚染状況調査の省略を行った場合	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	下位帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	
要措置区域 (参考)	人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域	不適合	該当 (おそれあり)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	土地の形質の変更の禁止 省令第43条第2,3号 + 環告23号	環告23号の第4 (図-2.3)	
形質 変更 時 要 届 出 区 域	(適正管理区域)	人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域	不適合	非該当 (おそれなし)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	省令第53条第2号適用 省令第50条第1項 + 環告23号	環告23号の第4
	埋立地 管理区域	公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	不適合	非該当 (おそれなし)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	新規告示の方法で 施工することにより省 令第53条第2号の適 用除外 (図-2.1,2.2)	新規告示 (環告23号第4の 方法)
	自然由来 特例区域	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地	不適合	非該当 (おそれなし)	土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	省令第53条 第2号 適用除外	ガイドラインに 上記告示の 内容を追記
	埋立地 特例区域	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地	不適合	非該当 (おそれなし)	土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	省令第53条 第2号 適用除外	ガイドラインに 上記告示の 内容を追記

図 - 2.1 地下水位を管理して施工する方法の例

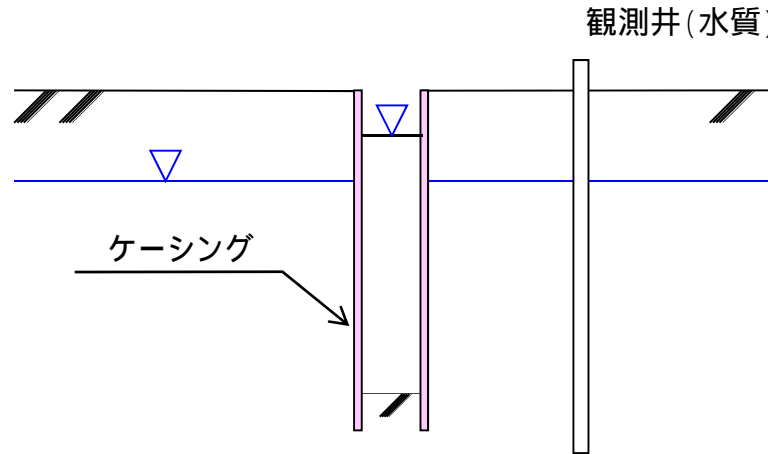


測定位置: 土地の形質の変更を行う範囲の周縁

測定地点: 一以上の地点

測定頻度: 工事期間中、定期的に測定

図 - 2.2 地下水質を監視して施工する方法の例



区域境界において地下水の水質に係るモニタリングを行い、地下水汚染の拡大が確認されたら、地下水汚染の拡大の防止(バリヤ井戸等)を講じる。

測定位置: 土地の形質の変更を行う範囲の周縁

測定地点: 地下水流向が明らかな場合は、地下水流向下流側

地下水流向が不明な場合は、四方位

区域外からの汚染の流入のおそれがある場合は、地下水流向上流側及び下流側

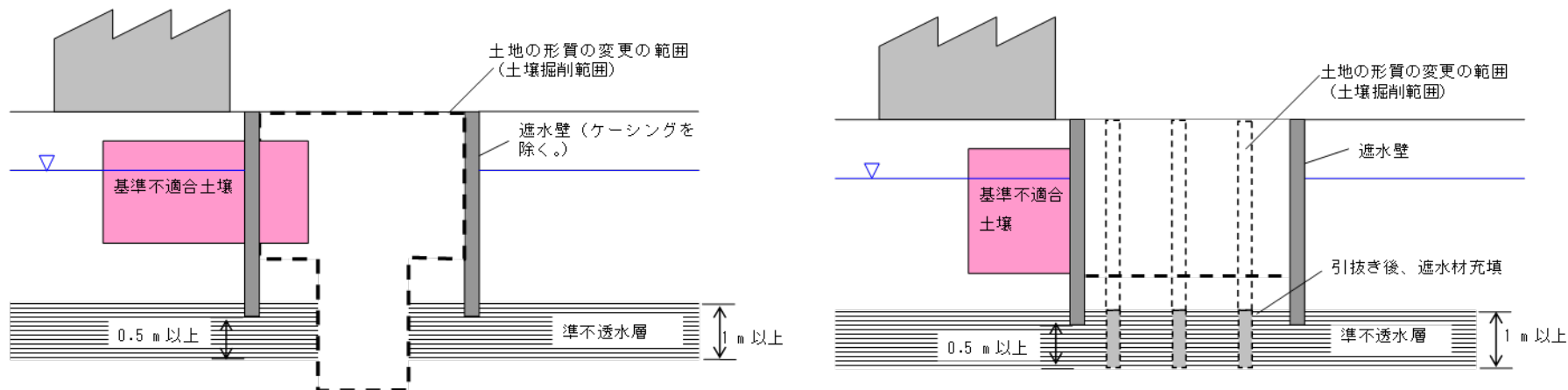
地点密度: 観測井(水質)の間隔は、目安として30m以内

測定頻度: 形質の変更前、形質の変更中(少なくとも1ヶ月ごと)

測定物質: 区域指定を受けた特定有害物質、措置に伴い生成されるおそれがある特定有害物質

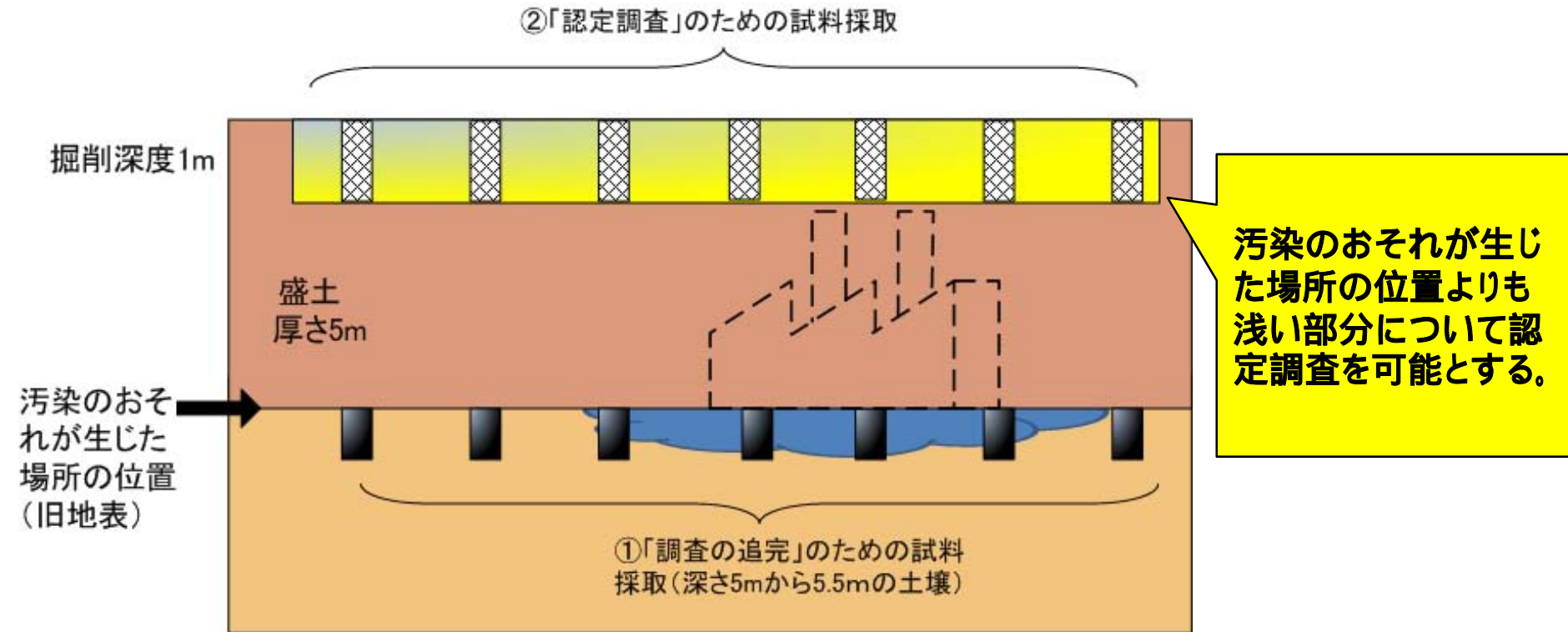
測定方法: 平成15年3月環境省告示第17号

図 - 2.3 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合の施工方法の例(平成22年3月環境省告示第23号の第4)



- イ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。
- ロ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

図 3 土壤汚染状況調査の省略を行った区域における認定調査の方法



現状

土壤汚染状況調査を省略して指定を受けた要措置区域等で土壌を掘削して搬出しようとするときは、「調査の追完」を行って土壤汚染の状態を把握した後に 認定調査を行う

改正内容

土壤汚染状況調査を省略して指定を受けた要措置区域等で土壌を掘削して搬出しようとするときは、「汚染のおそれの把握」により汚染のおそれが生じた場所の位置の特定を行った後に 認定調査を可能とする。